

「らしさ」を 越えて

ジェンダー・性暴力と教会

日本バプテスト連盟性差別問題特別委員会

はじめに

この冊子は、個の尊厳とそれに伴う自由に焦点をあてて作成しています。性差別を考える時に、社会的・文化的に形成された「ジェンダー」を避けて通ることはできません。私たちが生きている社会には、人間を男か女かに分ける性別二分主義と異性愛中心主義が根深く存在しています。そのような社会の中で育った私たちは知らず知らずのうちに男女の在り方や性別役割を固定化し、自分のみならず他者を縛り、不自由さの中に閉じこめているのです。

この冊子が、まずそのことに気づきを与えるきっかけとなることを願います。また、DV やセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力もジェンダーに基づく不均衡な力関係によって起きると言われています。どこか遠くで起こる出来事ではなく実に身近な事柄として、最後まで手に取ってお読み下さい。

性差別問題特別委員会は、性差別がなくなることを目標にセクシュアル・ハラスメントも含む性差別全般の啓発を主な務めとして担っています。なお、セクシュアル・ハラスメントに関する具体的な相談は、当委員会とは別組織のセクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会の方で受け付けております。

このたび、諸教会での学びに用いていただきたいと精一杯の思いで一つの形にしました。当委員会で最初にこの冊子の企画を話し合ったのは2007年のことでした。その後何度も会合を重ね、書き直しを繰り返しました。しかし、当委員会が「正解」を知っていると、ジェンダーの縛りから完全に解放されているということではありません。大事なことは、自分の足下から考えていくと

いう単純さ、チャレンジではないでしょうか。学びを通して、互いがいわれなき^{とら}囚われから自由にされ、かけがえのない存在として他者を認め、ありのままの自分を選び取って生きることを心から願っています。

最後になりましたが、すてきな表紙をデザインして下さった小川眞理さん（オikosチャペル会員）に御礼を申し上げます。

日本バプテスト連盟性差別問題特別委員会

委員長 今井朋恵

目次

はじめに	2
第Ⅰ部 ジェンダーを考える	
1 ジェンダーってなあに？	4
2 教育とジェンダー	6
3 メディアとジェンダー	8
4 聖書とジェンダー	10
5 結婚・家族観の中に潜むジェンダー	12
6 教会の中に潜む性差別	14
7 社会の中のバックラッシュ	16
8 憲法とジェンダー（憲法 24 条）	18
第Ⅱ部 性暴力を考える	
1 性暴力とは何か	20
2 ドメスティック・バイオレンス DV	21
3 セクシュアル・ハラスメントと教会	23
もっと知りたいあなたのためのブックリスト	27

第1部

ジェンダーを考える

1 ジェンダーってなあに？

ジェンダーという新しい言葉

「ジェンダー」という言葉を聞いたことがありますか？ この言葉は日本語では「社会的文化的につくられた性」と言います。1980年代にこういう意味で使うようになった、まだ新しい言葉です。「ジェンダー (gender)」という「言葉の発見」は、私たちの世界に画期的な意味をもたらしました。それまで「男女間の不平等」は「女性の権利獲得」という形で闘われてきました。この闘いも、多くの成果をもたらしましたが、ある意味「男性」を加害者、「女性」を被害者と決めつけてしまうことで、「男性」「女性」の間の壁を厚くしたことも事実です。

しかしこの「ジェンダー」という言葉の発見により、私たちは1つのことに気づくことができました。それは次のようなことです。

社会や文化の中で、すべての人が2つの性別に分けられていることによって縛られている。結果的に全ての人々が「その人らしさ」を無視されている。だから「女性」だけでなく、そのことに気づいた様々な人々が、この「ジェンダー」によって縛られた社会からの解放に向かって闘うために、共に歩いていける。

これは私たちにとって新しい希望と言えるでしょう。

ジェンダーってなあに？

「ジェンダー」をもう少し言い換えると、「男らしさ」「女らしさ」

という言葉になります。「男らしさ・女らしさを求められることなんて、もうないんじゃないですか？」とおっしゃる方もあるかもしれません。しかし今、私たちは「ジェンダー」が根深くある社会の中で暮らしています（その具体的な事例は、これからの各章で説明します）。どんなに自分が意識していても、「ジェンダー」に流されてしまうことはしばしばありますし、自分の中にある「ジェンダー」に苦しむことも多いものです。例えば、赤ちゃんが生まれたと聞いた時、まず性別を確認し贈り物の色やおもちゃの種類を考えることはないでしょうか？（誕生時に外性器・内性器の状況が、「女」にも「男」にも判断されない赤ちゃんが一定の割合で生まれてきます。「インターセックス」と言われます。「世の中の全ての人」は『男と女』に分けられると考えること」や、「男らしさ」「女らしさ」という考え方の乱暴さ・無意味さがここにも一つ示されています。）また「夫婦茶わん」や「夫婦箸」において、色や大きさはどうでしょうか？「男性は青系統の色を好み、手が大きくたくさん食べる」はずだと決められているかのようです。

また、以下の言葉についてはどうでしょうか。

能動的・かわいらしい・しとやか・従順・愛嬌あいきょうがある・たくましい・ひかえめ・決断力がある……。

個人差はありますが一般的にはこれらの言葉のそれぞれがどちらかの「性」のイメージで結ばれてはいないでしょうか。もう少し言うと、同じ言葉であっても、その人の性によって「ほめる言葉」になったり「けなす言葉」になったりするとすれば、そこに「ジェンダー」が存在するということになります。

今一度、私たち自身が自分のうちの「ジェンダー」に気づき、そこからの解放へ向かって歩むために、共に学び考えましょう。

2 教育とジェンダー

男子はズボン、女子はスカートが当たり前？

子どもたちを取り巻く教育の現場はジェンダーから解放されているでしょうか？「男の子だから」、「女の子だから」という押し付けによってその子の個性が押さえつけられることがあってはならないと思います。ここに紹介するのは、制服の在り方についての新聞の投書です。

朝日新聞 2000年3月6日付「スカートの義務化に疑問」を読みました。以前住んでいた町で息子の同級生だった女の子もスカートが大嫌いでした。小学校では入学式以来、一度もスカートをはいたことがなかったようです。

彼女は、中学入学を前に「スカートは嫌だ」と毎日のように泣いていたそうです。心配したお母さんは、結局中学に直談判することにしました。私はその勇気に感動しました。

お母さんが教頭先生に事情を話すと、「時代の流れでしょうね」と言って、案外すんなりズボンの着用を認めてくれたそうです。彼女はセーラー服にズボンといういでたちで通学を始めました。私も遠くから、彼女が自分の意思を通し、卒業できることを願っています。

(『朝日新聞』2000年3月20日投書より)

学校の制服は、女の子はスカート、男の子はズボンをはくのが当たりの姿になっています。でもこの記事のように、その「当たり前」に対して抵抗感を感じる人がいます。最近では、女子の制服の中に、ズボンやキュロットなどを加えて、選択の幅を広げ

る学校も出てきました。そのような学校でも、まだまだ女子がズボンを選ぶのは少数のようですが、生徒自身が自らの意志で選択できるというのはすばらしいことです。そしてそのような学校の姿勢は、「女だから」、「男だから」という押し付けをしないという教育方針の明確化にほかならないと思います。

隠れたカリキュラム

この「制服」というジェンダーを固定化する制度のように、正規のカリキュラム（教育課程）とは別に、明文化されない形で慣習、慣例となって存在するものを「隠れたカリキュラム」と呼びます。それらは、教師の子どもたちへの言葉や教材など様々なものを通して、無意識なレベルで「男らしさ」「女らしさ」のイメージを植えつけていく教育効果を持っています。

代表的なものには「名簿」があります。出席を取るときに、男の子が先に呼ばれ、女の子が後で呼ばれるということが今でも習慣化していることがあります。これにより、男性が女性よりも重んじられるのだといった誤った考えを自然に身につけてしまうことにもつながるのです。

このような問題性から、最近では「男女混合名簿」の作成が進められてきました。男女の区別なく、五十音順に並べられた名簿です。その他にも、男女別に整列したり、校長が圧倒的に男性が多いことを見ることも「隠れたカリキュラム」と言えるでしょう。

このように子どもたちを取り巻く教育現場の中には「男の子になる」「女の子になる」ための教育の機会と効果が多くあります。神さまに与えられた人格の個性が曲げられずに輝く、ジェンダーにとらわれない教育を求めていきたいと思います。

3 メディアとジェンダー

日常何げなく見たり聞いたりしているテレビやインターネットのCMやニュース・情報などにも、多くの「ジェンダーの縛り」が存在しています。いくつかの例を紹介しながら考えていきたいと思います。

CMで

家電や洗剤など「家庭」に関するものは、つい最近まで大多数が女性の出演者でした。洗剤に至っては、「昼間」の「晴れた空」をバックに「エプロン姿の女性」と「小さな子ども」が一緒になってのCMというパターンがどれほど多かったことでしょうか。「女性」は「結婚しており」、「晴れた昼間」に家にいて、「小さな子どもたち」と共に家事にいそしんでいなければならない。そのようなメッセージをこのCMは伝えています。繰り返されるこのようなメッセージは、静かにけれども確かに「ジェンダー」を推進し根付かせ増大させています。

アニメ番組

アニメ番組もそのような「メッセージ」を常に発信しています。「男の子向け」に制作される番組では、「敵」と戦うために用いられるものは、主に「科学の力」と「具体的な武器」です。「女の子向け」に制作される番組で用いられるのは「魔法の力」と「恋愛」です。つまり「男の子」には国のため、そして大義のためであれば戦争をしてもよく、科学はそのためのものであるという教育を、「女の子」には科学的に思考する必要はなく魔法で物事を解決し、

それでもだめなら「男の子」に頼って暮らせばいいという教育を、やはり静かに価値観として根付かせているかのようです。

ニュースや報道

ニュース番組においても、「女子アナ」という言葉が横行し、女性のアナウンサーに関しては外面の「美しさ」を「良いもの」とされているのが実情です。「男子アナ」という言葉がないのに、「女子アナ」という言葉があることも象徴的です。

また性犯罪に関する報道では、興味本位に被害者の背景を報道する傾向が見られます。これは二次被害を生み出し、被害者を更に傷つけ追い込むこととなります。また同類の犯罪であるのに被害者の状況によって報道の仕方が違うことも問題があります。これは実際にあった事例ですが、(a)キャバレーに勤めている、(b)高級住宅街の主婦、(c)夜、繁華街にいた高校生、(d)有名進学校の優等生のそれぞれが犯罪被害者になった時、(a)と(c)は「本人の責任」「被害を受けるのには理由がある」などという報道になり、(b)や(d)の場合「かわいそう」「なんてひどい犯罪なのだ」という形で報道されました。性犯罪は、どんな人であっても(服装や時間・場所に関係なく)被害者に全く責任はありません。被害者の背景で差別をし、被害者に落ち度があったような報道をするのは間違いであると言えます。また男性加害者に対して「元気があってよろしい」「男の甲斐性かいしやうだ」とまるで良いことでもあるかのように評価する風潮もあります。メディアの中にこのような性差別が横行する中であって、「ジェンダー」を批判的に読み解くことができるようにならなければならないでしょう。

4 聖書とジェンダー

「コリントの信徒への手紙一」に「婦人たちは、教会では黙っていなさい。婦人たちには語ることが許されていません。律法も言っているように、婦人たちは従う者でありなさい」(14:34)という言葉があります。このような言葉に出会う時、私たちは、どのように受けとめたらよいのか、戸惑いを覚えます。しかし、この戸惑いが大切なのです。

結論ありきの読み方

戸惑いを忘れてしまった、二つの読み方があります。一つは、「まさに、そうだ。女性は男性に従う存在なのだから、教会でも慎ましくするべきだ。女性が執事になったり、まして牧師になって、指導したり、御言葉を語るのは良くない」と聖書の記述をそのまま現代に適用するのです。もう一つは、「聖書には、このような差別の言葉があふれている。聖書なんて読むに値しない」と聖書の記述を切って捨てるのです。

全く反対とも思える二つの読み方ですが、実は、同じ聖書の読み方をしています。それは、自分の結論が先にあり、聖書の記述を簡単に処理してしまっているということです。前者が、自分の結論を聖書を利用して確かめ満足しているのに対し、後者は、その聖書の記述が自分の結論に合わないとき切って捨てるのです。戸惑いながらも聖書に向き合って、謙虚に聴き取り続けることを忘れてしまっているのです。

聖書の時代状況を踏まえて

この言葉を、どのように受けとめるべきでしょうか？ 後代の挿入とする解釈もありますが、ここではパウロの言葉として理解します。その場合、パウロは差別主義者なのでしょうか？

女性たちの沈黙を命じるこの言葉は、その時の状況をも踏まえて考えなければなりません。当時のコリント教会は、靈的熱狂主義によって混乱していたようです。この言葉は、そんな教会の中で、一部の行き過ぎた行動をいさめる中での言葉なのでしょう。パウロの意図は、女性たちを見下げ、おとしめることではありません。彼の願いは、コリントの教会に、「最も大なるものである愛」(13:13)が満ちることであったのです。

何より、パウロは、他の箇所で言っています。「もはや、男も女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです」(ガラテヤ3:28)。「いずれにせよ、主においては、男なしに女はなく、女なしに男はありません」(コリント一11:11)。もちろん、パウロも「時代の子」として差別観を持ち、聖書の表現にも限界があります。しかし、パウロ自身の根本的な男女観は、むしろ、これらの言葉に表されているのではないのでしょうか。

戸惑いながら対話する

聖書には、私たちが汲みきれないほどの、様々な豊かなことが書かれています。大海のわずかな水をすくって、それで海のすべてを知った気になってはいけません。私たちは、これからも、聖書を前にしてその大きさにおののきつつ、戸惑い、揺れながらも、真剣に聴き、対話し続ける者でありたいと願います。

5 結婚・家族観の中に潜むジェンダー

結婚式で

「新婦は父親と腕を組んで共にバージンロードを歩く。一番前の席に待っている新郎。新婦の父親と新郎は互いに礼をし、新郎は新婦と腕を組み牧師の前へ」。このような形の結婚式をキリスト教会は長い間繰り返してきました。あまりにも長い間見慣れてきたために、あまり疑問も浮かばなくなっていたかもしれません。しかしなぜ、新郎が母親と腕を組み、新婦の前に立つという形にはならないのでしょうか。この動作にはいくつかの問題性が潜んでいます。女性は娘であった時、父親の「所有物」である、ということ。結婚とは女性の「所有者」が父親から夫にうつる儀式であるということ。結婚とは個人の結びつきではなく「家族」になることなのだ、などなど……。この式の中で「女性」の人格が無視されていることに気づかされます。この「結婚式」一つとってみても、問い直さなければならない課題を内包していると言えるでしょう。

結婚って？ 家庭って？

「ある一定の年齢に達したら結婚し、夫婦は共に住んで、子どもを複数育ててこそ、成熟した大人の姿である」という主義ないしは価値観が、今でも存在しています。このことは結果的に「結婚しない」「もともと結婚ということに関心がない」「結婚して一緒に住まない」「子どもを持たない」などの選択をできにくくし、「結婚したいができない」「子どもを持たない」ということに苦しんでいる人をさらに追い詰めることになります。教会でも、「結婚はま

だ？」「お子さんはまだ？」「2人目は？」という言葉が時々聞かれます。それはある1つの価値観に基づいた問いかけであり、相手を傷つけるかもしれないという自覚を持ちたいと思います。

また、今「父親は家庭のリーダーシップをとり、父親の役割を果たさなければならない」とか「やはり子どもが3歳になるまでは母親が家にいなければ」などの言葉が大きな声で言われています。このような父権制の美化やジェンダーの強化は、国家が人々を支配し動かしやすいシステム作りではないでしょうか。ひいては戦争をしやすい国作りに貢献していくこととなります（詳しくは8章をご覧ください）。家庭の中でどのような役割をだれが担うかは一人一人の選択によって決めていくという姿勢を大切にしたいと思います。

様々な形、様々な生き方

結婚をしないかするか、戸籍婚をしないかするか、別姓か同姓か、別に住むか一緒に住むか、子どもを持たないか持つか、パートナーは同性か異性かなど他にもいろいろな性の在り様、生き方があります。だれとどのような関係を結ぶかは、その人の性の在り様や生き方にかかわっています。人が出会いを与えられ共に生きていく歩みには、結婚という枠組みだけではなく友情やある一つの課題を担う共同体形成など、他にも様々な形があり得るのです。

私たちは、それぞれ神さまから創られました。また生き方の選択が尊重されていくことは、一人一人を大切にするキリスト教会にとって必要なことだと言えるでしょう。「ジェンダー」や「社会的常識の枠」とらわれず、一人一人の声に耳を傾けて、目の前にいる出会いを与えられた人と共に歩んでいきたいと願います。

6 教会の中に潜む性差別

教会に性差別はない？

教会の中に性差別などないと思う方があるかもしれません。例えば、みなさんの教会で、夫婦とも教会員の場合、執事/役員会のメンバーはどちらでしょうか。教会の名簿は五十音順になっているところが多いと思いますが、同一家族の中ではどうでしょう。当然のように父、母、子の順になっていませんか。私たちの教会生活も、知らず知らずのうちに家父長制の影響を受けています。

総会の議長は女性男性どちらが多いのでしょうか。代表役員（牧師）や役員会の中心的な人は当然男性、ということはありませんか。男子青年には神学校へ行くことを勧めながら、同じ青年会メンバーである女子青年には看護学校や児童教育科へ行くことを勧めたり、教会での食事作りや掃除、生け花は女性の仕事、草刈りや修繕は男性の仕事と決まっていたりしませんか。

性役割を「当たり前」と思い込んでいることがよくあります。女性は慣れていないから、リーダーには向かないと言われることがあります。機会を与えられなければ、慣れることもできません。無理にだれもが同じようにしなければならぬわけではありません。しかし、「男だから」「女だから」という今までの視点を変えて、一人一人の賜物という視点から見直してみてもはどうでしょう。

「牧師夫人」がいて当たり前？

男性である牧師の配偶者が「牧師夫人」と呼ばれ、様々な配慮をし、率先して奉仕することが当然のように期待されることがあり

ます。教会の玄関で「牧師夫人」がにこやかに教会員を迎え、また見送る。牧師が女性の場合、その配偶者に同じように「牧師夫」像が期待されるでしょうか？ 牧師が男性でその配偶者は女性であり、「牧師夫人」は牧師の補佐役として目立ちすぎず、それでいてしっかりと教会を支える「教会の母」的存在を教会が期待していませんか。「当然」「かくあるべし」という「牧師夫人」^{しょうへい}に対する枠づけや期待を牧師 招 聘 の段階からしていないでしょうか？

歴史的に日本バプテスト連盟では男性の献身は牧師、女性の献身は「牧師夫人」と言われてきた流れがあります。「牧師夫人」として教会に仕えてきた個人に問題があるのではありません。教会が当然のように特定の役割を期待してきたこと、それも性役割から来ていることを見直してほしいと願います。

性役割の縛りから自由にされる

私たちと深いかかわりのある米国南部バプテスト連盟では、2000年の信仰宣言に、女性牧師を容認しないことを加えました。女性を牧師から排斥するために聖書の権威を利用した例です。

日本バプテスト連盟には約60名の女性牧師・主事が諸教会に仕えています。20～30年前に比べると教会に招聘される女性牧師・主事が増えてきました。しかし、まだまだ男性と対等に諸教会から自由に招聘されるようにはなっていません。

主なる神は、一人一人に豊かな賜物をくださっています。女性だから、男性だからという縛りから解放され、賜物が十分に用いられ生かされれば、キリストのからだである教会の活性化につながります。当たり前と思ってきたことを見直して、リーダーシップや役割分担に幅をもたせ、新鮮な教会形成に取り組んでみましょう。

7 社会の中のバックラッシュ

「フェミニズム(女性の視点を基とした解放運動)」、「ジェンダーフリー(社会的性差の克服)」という言葉聞いた時、どんな感情を持ちますか？ また、その運動を担っている人のことを、どのように思いますか？ 「先鋭的で、ついて行けない」、「いろいろと指摘され、批判されそうで怖い」という感想も少なくないかもしれません。その内心の違和感、恐れが次第に膨らみ、社会的な嫌悪、非難の風潮へと拡大していくことが、「バックラッシュ」です。

反動・揺り戻し

「バックラッシュ」、それは「反動、揺り戻し」という意味です。1960年代後半にアメリカで始まった女性解放運動によって、女性の社会進出が進みました。しかし、80年代に入って、その運動への反動が起こり、「男は仕事、女は家庭」、「男は強く、女は慎ましく」という社会的性差(ジェンダー)を再び強める動きが起こりました。日本でも、特に1999年に制定された「男女共同参画基本法」をきっかけに、それを批判する動きが2000年以降、大きくなってきています。このような「フェミニズム」、「ジェンダーフリー」に対する一連の反動、バッシングを、「バックラッシュ」と呼んでいます。

「バックラッシュ」を仕掛ける人々は、まさに、時代を「バック」後ろに戻そうとします。それも、単純な論理を並べて、あるいは、情緒に訴える極端な事例を引き合いに出して、人々の思考を鈍ら

すのです。

単純な論理と情緒論に抗して

バックラッシュにおいては、「フェミニズムは、家族を崩壊させる」と言われます。女性が社会で自己実現を目指すようになり、育児に関心をなくし家庭を顧みなくなったから、離婚や幼児虐待が増えたと言います。しかし、問題の原因を、女性の社会進出、男女共同参画に単純になすりつけるのは、筋違いです。そこには、男性の責任が全く抜け落ちているのです。

また、「ジェンダーフリーは、性道徳を破壊する」とあります。そして、例えば、「小学校では、林間学校で男女同室だった」、「中学では、男女が同じ教室で体操服に着替えていた」という事例を声高に語り、情緒的に訴えかけるのです。確かに、一つ一つの取り組みの中には、賛否が分かれるものもあると思います。しかし、歴史を振り返る時、かつて「女なんか学問する必要はない。学校に行くことはない」、また、「男と女が同じ教室で学ぶなんて、不謹慎だ」と、男女共学さえ性道徳的に問題であると言われていた時代もあったのです。

単純な論理と情緒論によって、時代をバックさせるのはやめましょう。試行錯誤しながら、真剣に一つ一つの取り組みを検証しつつ、一人一人の人間が、豊かに生き生きと生きることができる社会を、前向きに創っていきたいと願います。「フェミニズム」、「ジェンダーフリー」という言葉は、誤解されることが多い言葉かもしれません。しかし、その運動が目指す根本を、丁寧に受けとめましょう。

8 憲法とジェンダー（憲法 24 条）

改憲への動きが進んでいます。「憲法」を含め、どのような法律でも、この世で人間が作る法ですから、時代状況によって、変えて行く必要はあるでしょう。しかし、その改変が、何を目的としているのか？ それは改「正」なのか？ それとも改「悪」なのか？ その真偽を見極めることは大切です。

『新憲法草案』の本音

2005 年 10 月、自民党が『新憲法草案』を発表しました。これからの改憲論議は、この自民党の『草案』を軸に進められることになるでしょう。

その『草案』の方向性は何か？ それは、戦争をできる国にすること、そして、個人の権利をできるだけ制限することと言えましょう。『草案』では、9 条において、現憲法の「戦力は保持しない」という表現は削除され、「自衛軍の保持」が新たに設けられました。また、「信教の自由」を定める 20 条では、国や公共団体が、「社会的儀礼」である宗教行為をすることができるようになっています。個々人の信仰の自由が脅かされてしまいます。

この権利と自由を制限する考え方は、24 条の「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」にも暗い影を落としています。実は、この『草案』では、24 条については送り仮名の修正以外に、内容、文言の変更はありませんでした。しかし、『草案』の準備として自民党憲法調査会プロジェクトチームが 2004 年 6 月 10 日に出した『論点整理』というものの中に、次のような一文があります。「婚姻・

家族における両性の平等の規定（24条）は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである。」

この文言からは、自民党の描く家族、国家像の本音が見えてきます。それは、端的に言うと、男は「国防の責務」、女は「出産と、家族（特に高齢の親）の扶助の責務」ということです。男は国のために戦場で命をささげよ、また、女は国の負担を小さくするため家で家事・育児・介護のただ働きをせよ、と言っているのです。人のために国家があるのではなく、国家のために人があるという思想の大転換が、ここにはあります。

「個人の尊厳」、「両性の平等」の危機

この24条は、現憲法が定められた60数年前から、ずっと改変の圧力がかけ続けられている条項です。現憲法の草案作成に携わったベアテ・シロタ・ゴードンさんは、当時の日本政府側の担当者が最も抵抗した条項は9条ではなく、1条の「天皇」の条項と並んで24条であった、と言っています。「日本側いわく、『女性の権利の問題だが、日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない』」。このような男女不平等の論理は、現代に至るまで、世間の一部だけでなく、政治の中枢に残存しているのです。

『草案』では、24条本文の改変はありませんでしたが、その小見出しが「婚姻及び家族に関する基本原則」と付けられました。そこには、もはや今までの「個人の尊厳」、「両性の平等」という考え方はありません。改「悪」は、着々と進んでいます。

第 II 部

性暴力を考える

1 性暴力とは何か

「性暴力」と一口に言っても、いろいろな暴力がそこには含まれます。かつて日本軍が女性を性奴隷としたこと（「従軍慰安婦」）も性暴力の一つです。また、見知らぬ人から電車の中などで突然体を触られたり、レイプをされたりなどということも性暴力です。性暴力とは何かを考える上で重要なのは、性暴力のほとんどが、男性から女性への暴力であり、ジェンダーに基づいた不均衡な力関係によって起こってくることです。女性というのは、鑑賞する対象であると考え、男性に仕えて当たり前の存在であるという考え方などが前提となって起こる暴力です。

またもう一つ、性暴力被害に特徴的なこととして、被害者に非があったと言われがちなのが挙げられます（コラム参照）。「暗い道を一人で歩いていたから」「体の露出が多い服を着ていたから」などなど、まるで、被害者にも落ち度があったから加害者が誘惑されたと言わんばかりの被害者への非難が語られることも多く、被害者はそのような言葉を浴びせられるたびに、もう一つの精神的な被害を受けていくことになるのが現実です。

ごうかん

強姦神話 被害事実とは相反する偏見のこと。以下はその例。

- 本気で抵抗すれば被害にあわなくてすむのになぜ逃げなかったのか。
- 性暴力事件の被害者は若い人がほとんど。
- 派手な服装をしていたから、露出が多かったから仕方がない。
- 一人で暗い道を歩いていたのだから仕方がない。
- 男は支配する性、女は支配される性、男は強姦を望む性、女は強姦されることをどこかで願望している性だ。

被害者は、これらの偏見によって二次的被害を受けるのです。

2 ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫や恋人など親しい間柄に起こる暴力です。2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が制定され、DVという言葉をよく聞くようになりました。しかし、まだまだ、「夫が暴力を振るうのは妻にも非があるから」とか、「妻たるものは我慢をして夫をうまく操縦しなければ」などといった、被害者をさらに傷つけるような誤った考え方が横行しています。DVは力によって相手に支配とコントロールを行う暴力です。単なる夫婦げんかとは違います。2000年に総理府が行った調査によると20人に1人の女性がDVで命の危険を感じたことがあると答えています。暴力の形態は様々で、身体的暴力だけでなく、大声でどなるなど心理的な圧迫を与える、行動を制限す

る、生活費を与えない、避妊に協力しないなどの暴力があります。

DV は夫という婚姻関係にある人からの暴力だけを指すのではなく、恋人からの暴力なども含まれることは冒頭に述べましたが、残念ながら、「DV 防止法」の対象にはなっていません。今後の改正が待たれる課題です。しかし法律に含まれないからといって、恋人からの暴力が肯定されるということではありません。恋人や婚姻関係のないカップルの間での暴力も、法律の対象外であっても、やはりドメスティック・バイオレンスです。恋人との間の暴力は「デート DV」と言います。

ではなぜ DV は起きるのでしょうか。加害者の中には、「しつげのために暴力を振るった」と言う人がいます。この言葉に代表されるように、加害者は、被害者を自分よりも劣った存在としてとらえていることが特徴的です。相手（女性）は自分よりも弱い存在、劣っている存在だから教えてあげなければならず、力によって相手をコントロールしてよいという発想です。また、加害者の多くは、「いかにも暴力を振るいそうな怖い人」ではないのも特徴として言われることです。家庭から一步出れば、普通の人、常識的で優しい人であったりするのです。ですから、だれでもが犯してしまいやすい暴力とも言えます。また、普通の人が行う暴力ゆえに、被害者がだれかに相談をもちかけても「あなたの思い過ごし。あんな良い人が暴力を振るうわけがない」などと言われて、解決が遅れてしまうということがあります。

このように、DV をなくしていくためには、日ごろから性差別とは何かを知っておくことが大切です。また、大人だけではなく、デート DV などは高校生ぐらいの年代から起こる可能性のある暴力ですので、小さい時からジェンダーに縛られない教育が重要と

なってくると言えるでしょう。

3 セクシュアル・ハラスメントと教会

セクシュアル・ハラスメントとは何か

「最近ハセクハラ、セクハラとうるさくて、女性とどう接してよいかわからなくなった」といった言葉を聞くことがあります。それは、セクシュアル・ハラスメントを誤解、もしくは理解していないがために発せられた言葉であると言えるでしょう。セクシュアル・ハラスメントとは何かを正しく理解していくことで、今まで以上に人間関係を円滑にし、教会のように多くの人が集まる場所をすべての人にとって過ごしやすい所にしていくことができるのです。

「セクシュアル・ハラスメント」という言葉が私たちの耳に入るようになったのは、1980年代に入ってからです。福岡の出版社で働く女性が日本で初めてセクシュアル・ハラスメントの裁判を起こしたことでこの言葉が有名になりました。

セクシュアル・ハラスメントとは一言でいうならば、「相手が望まない性的な言動や行動によって嫌がらせを行う暴力のこと」です。相手が望まない性的な言動や行動とはどういうことを指しているのでしょうか。それは、相手が明らかに不快だ、自分の存在が辱められていると感じているのに、性的な冗談を言い続けたり、女性のグラビア写真をわざと見せるようにしたりすることです。セクシュアル・ハラスメントかどうかは相手が判断するというのが大前提です。ですから、相手によって不快に思う程度というのは

まちまちでしょう。話している相手とはどういう関係なのか、どこまでリラックスして話しても良いのか、今はどういう場面なのかを判断できるコミュニケーション能力が必要になってくるということなのです。

しかし、悪質なケースになると、相手が不快であることを知った上で、それを利用して相手の存在を脅かしていくことがあります。会社組織や、上下関係のある所で起きやすい暴力です。自分の言うことを聞かなければ不利益を被らせるという脅しのために、性的な暴力を振るうのです。ですから、性的欲求を満たすことが第一なのではなくて、むしろ、コントロールと支配をしたいがために性的行動を選択しているということなのです。

教会におけるセクシュアル・ハラスメント

教会では、セクシュアル・ハラスメントなどということはめったに起こらない、起こるはずがないと多くの人たちが思っています。しかし、ここ数年の間に、勇気ある被害者の方々が被害を受けられたことを訴え出られて私たちにとっても無関係ではないことが明らかになってきました。セクシュアル・ハラスメントとは、人が集まる所どこにでも発生するかもしれない性暴力ですから教会も例外ではありません。むしろ、教会こそ、セクシュアル・ハラスメントが起こる可能性が高いところであると研究者たちの間では言われています。他にも「学校」「スポーツ界」がセクシュアル・ハラスメントが発生する可能性が高い所だと考えられています。これら3つに共通することは何でしょうか。「上下関係がある」、「教師・指導者の言うことに従わなければならない気風がある」という力関係の差を特徴として挙げることができます。会衆主義を

掲げる教会には、上下関係がないのが建て前です。しかし実際には、教会員や来会者のプライベートな情報を知っている牧師や執事／役員がいます。個人情報他人を支配する道具にもなり得ます。あるいは、個人情報を持っていなくても、教会学校や、いろいろな会のリーダーなどには、必然的にパワーが伴うということを自覚することが大切です。そのパワーを乱用して性的な言動や行動で相手の意思を無視して嫌がらせをすることがセクシュアル・ハラスメントです。ですから、「どのように行動をすべきか」、「何をすべきでないか」という具体的な行動規範が重要なではありません。自らに託された職務上の責任と信頼を裏切らないように、いかなる場合であっても相手を尊重した関係づくりに努めていくということが、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、あらゆるハラスメントを防ぐために重要なことなのです。

牧師が加害者であった具体的な例では、自分のもとで働いていた女性に自分の働きのために必要なのだと性的関係を強要し、彼女の働きや生活をコントロールした事件、また性的な言動を繰り返して相手の女性に心的圧迫を与えたという事件などがあります。これらは、自分の立場を利用し、被害者が抗議をしているにもかかわらずハラスメントをし続けることによって、被害者に多大なダメージを与えました。これらの教会で起こるセクシュアル・ハラスメントでは、被害者は仕事を奪われ、教会という交わりを奪われます。また信仰というその人を生かす根底の部分の踏みにじられてしまいます。ある被害者は「魂を殺された」という表現で傷の深さ、痛みの重さを語っています。

日本バプテスト連盟の取り組み

日本バプテスト連盟では 2004 年の第 49 回定期総会において「セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会」が設置されました。これは、今までにも連盟の中でセクシュアル・ハラスメント事件が起きていたことを自覚的に悔い改める契機になりました。それは、私たちの他者とのコミュニケーションの在り方、教会の組織の在り方などを見直す良いきっかけにもなっています。

性差別とはどういうことなのかに日ごろから敏感になっていくことで、教会でのセクシュアル・ハラスメントを防いでいくことができます。

日本バプテスト連盟セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会
相談窓口電話番号 090-2744-8739

手紙による相談は

〒336-0017 さいたま市南区南浦和 1-2-4

日本バプテスト連盟

セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会まで

(2009 年度ホームページ開設準備中)

秘密は厳守します。「もしかして」と思ったり、「相談してみようかな?」と思ったら気軽にご連絡ください。共に解決方法を探しましょう。

もっと知りたいあなたのためのブックリスト

ジェンダー全般に関して

- 伊田広行『はじめて学ぶジェンダー論』大月書店
- 船橋邦子『知っていますか？ ジェンダーと人権一問一答』解放出版社
- 加藤秀一、石田仁、海老原暁子『図解雑学ジェンダー』ナツメ社
- 小平麻衣子、氷見直子『書いて考えるジェンダー・スタディーズ』新水社
- 上野千鶴子『おひとりさまの老後』法研
- 斎藤美奈子『物は言いよう』平凡社

聖書とジェンダーに関して

- フィリス・トリプル『フェミニスト視点による聖書読解入門』絹川久子、森真弓、湯浅裕子、河野信子共訳、新教出版社
- 絹川久子『ジェンダーの視点で読む聖書』日本キリスト教団出版局
- エリザベス・シュスラー・フィオレンツァ『知恵なる神の開かれた家』山口里子、上沢伸子、吉谷かおる、大森明彦共訳、新教出版社
- チョン・ヒョンギョン『再び太陽となるために アジアの女性たちの神学』日本キリスト教団出版局
- 高柳富夫『いま、聖書をよむ ジェンダーによる偏見と原理主義の克服をめざして』梨の木舎
- ドロテー・ゼレ『働くこと愛すること 創造の神学』関正勝訳、日本キリスト教団出版局
- 堀江有里『レズビアンという生き方 キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社
- 山口里子『新しい聖書の学び』新教出版社（近刊）

バックラッシュに関して

- 上野千鶴子他著『バックラッシュ！ なぜジェンダーフリーは叩かれたのか？』双風舎
- 日本女性学会ジェンダー研究会編『Q&A 男女共同参画 / ジェンダー

フリー・バッシング バックラッシュへの徹底反論』明石書店

- 浅井春夫、北村邦夫、橋本紀子、村瀬幸浩『ジェンダーフリー・性教育バッシング ここが知りたい50のQ&A』大月書店
- 浅井春夫、子安潤、鶴田敦子、山田綾、吉田和子『ジェンダー/セクシュアリティの教育を創る バッシングを超える知の経験』明石書店

憲法24条に関して

- 福島みずほ編『みんなの憲法二四条』明石書店
- 植野妙実子『憲法二四条 今、家族のあり方を考える』明石書店
- 土井たか子、ベアテ・シロタ・ゴードン『憲法に男女平等 起草秘話』岩波ブックレット No. 400
- 憲法 24 条を活かす会編『個人・家族が国家にねらわれるとき』岩波ブックレット No. 653

性暴力に関して

- 日本 DV 防止・情報センター編著『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス 一問一答』解放出版社
- 大藪順子『STAND 立ち上がる選択』いのちのことば社フォレストブックス
- 宮本晴美編『宮本の発信 性暴力被害者の家族として』（私家版）購入先：日本バプテスト連盟セクシュアル・ハラスメント防止・相談委員会
- アル・マイルズ『ドメスティック・バイオレンス そのとき教会は』関谷直人訳、日本キリスト教団出版局
- カリタスジャパン社会福祉活動推進部会編『カトリック全国社会福祉セミナー講演録 虐待・暴力と福音』カトリック中央協議会

性差別問題特別委員会ニュースレター

性差別問題特別委員会では、年3回程度ニュースレターを発行し、集会のお知らせや報告、身近な出来事から性差別を考える記事などをお届けしています。諸教会が共に学び合い、考え合う場としてお役立てください。

「らしさ」を越えて ジェンダー・性暴力と教会

発行日 2009年3月11日

発行者 日本バプテスト連盟性差別問題特別委員会
委員長 今井 朋恵

〒336-0017 さいたま市南区南浦和 1-2-4

電話 048-883-1091

印刷 有限会社 青雲印刷

〒803-0841 北九州市小倉北区清水 1-8-7

電話 093-561-3128
